

議案第40号

室戸市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和 3年 3月23日

提出者	室戸市議会議員	濱口太作
賛成者	//	小椋利廣
//	//	久保八太雄
//	//	亀井賢夫
//	//	山本賢誓
//	//	脇本健樹
//	//	竹中真智子
//	//	田淵信量
//	//	河本竜二
//	//	町田又一
//	//	竹中多津美

室戸市議会議長 堺 喜久美 様

室戸市議会会議規則の一部を改正する規則

室戸市議会会議規則（昭和43年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。